

特定業務用B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0011G)

特定業務用B-CASカード（以下「カード」という）は、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「当社」という）が受信機器メーカーと契約し、専ら特定の事業・業務向けに製造販売される受信機器（一般視聴者向け市販機器は含まない）に同梱しているものです。

当社は、受信機器を所有または管理する事業者（以下「お客様」という）に、この約款の契約に基づいてカードを貸与します。お客様がこのカードのパッケージを開封すると、この約款に同意し当社との間に契約が成立したものとみなしますので、開封前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の受信機器において、各種放送サービスを受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. お客様は、この契約に基づき、お客様の事業・業務において、以下の受信機器でのみこのカードを使用することができます。

- ①このカードが同梱されていた業務用の受信機器（受信機器のレンタル・リース等での使用を含む）
- ②その他、当社が特にこのカードの使用を認めた受信機器

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをカードが同梱されていた受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難および破損することのないように、十分注意をしなければなりません。

第4条（カードの故障交換）

当社は、受信機器を購入後3年以内であり、かつお客様の不適切な取扱いによるものでないカードの故障の場合には、そのカードを無償で交換します。それ以外の場合は別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換となります。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

当社は、お客様からカードの破損、紛失、盗難等による再発行の要望を受けた場合、そのカードの再発行を行います。この場合、お客様は当社に、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

2. 再発行するカードが第8条の禁止事項に違反して使用される恐れがある場合、再発行をお断りすることがあります。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、カード交換をお願いすることがあります。

第7条（受信機器の廃棄、譲渡を行う場合のカードの処理）

受信機器を廃棄または譲渡する場合、カードは当社に返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

このカードを第2条第2項の使用許諾条件に反して使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. このカードを使用して関係する法令や規約等（例えば、放送法、著作権法、不正競争防止法、各種受信契約等）に違反する行為を行うことはできません。
4. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
5. カードをレンタル、リース、賃貸または譲渡等により、第三者に使用させることはできません。但し、第2条第2項の使用許諾条件の範囲内で、レンタル・リース等を行う受信機器とともに第三者に使用させる場合を除きます。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（免責事項）

当社は、この約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生したお客様の損害について、当社に故意または重大な過失があった場合を除き、一切の責任を負いません。

第11条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ (<http://www.b-cas.co.jp>) に掲載します。

【別表】カード再発行費用

第4条および第5条第1項に規定するカード再発行費用
2,160円（送料、消費税込み）